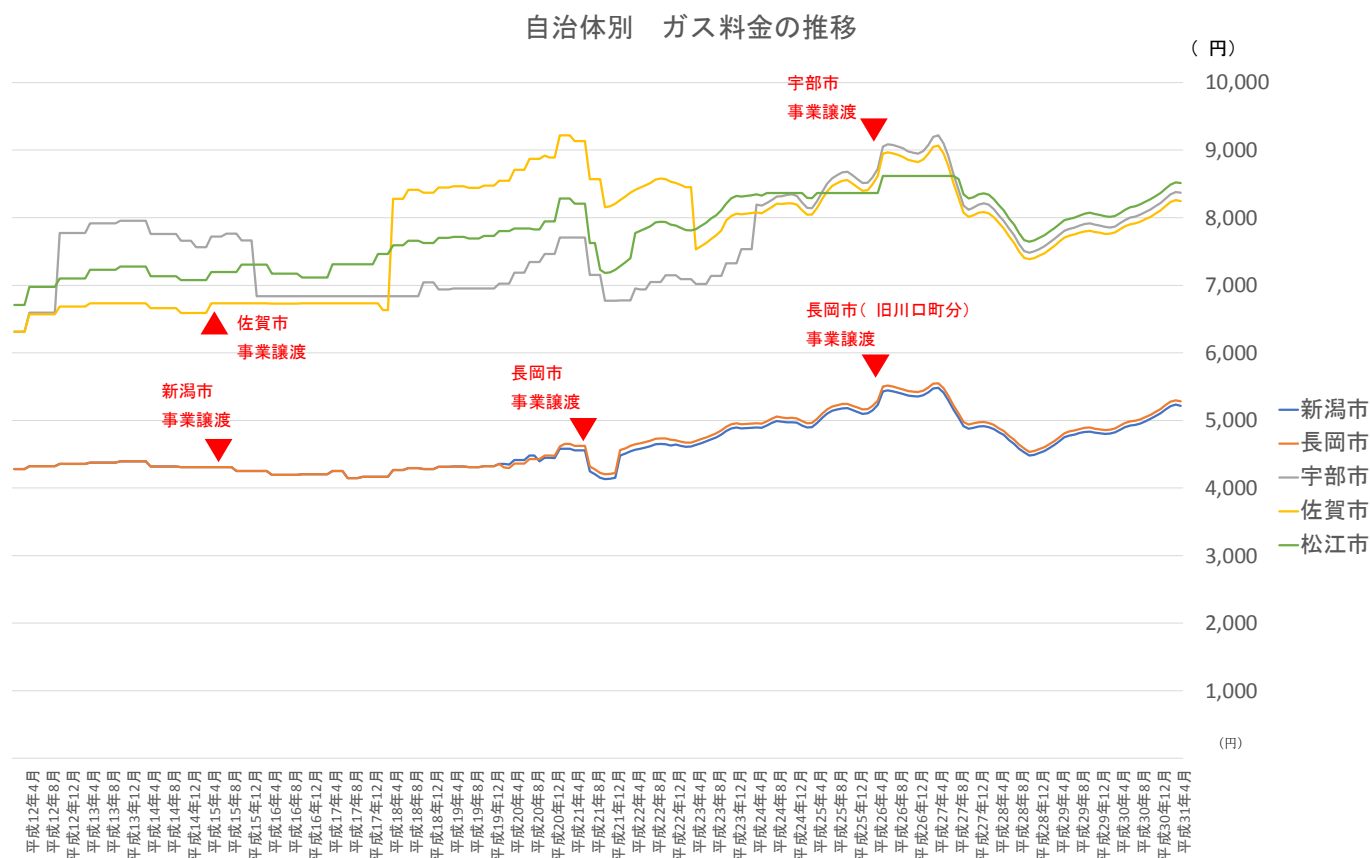


2. ガス事業民営化前後の料金の推移について

既に事業譲渡が行われた自治体の事業譲渡前後におけるガス料金の推移は以下のとおりです。

- ・松江市及び平成 12 年以降に事業譲渡を行った自治体（新潟市、長岡市、宇部市、佐賀市）のガス料金の推移を示している。各自治体で事業譲渡のタイミングは異なるが、いずれの自治体においても、おおよその料金変動はおおよそ一致しており、事業譲渡が価格の上昇に直結したと考えられる理由はグラフからは確認できない。ただし佐賀ガス株式会社 HP「佐賀ガスについて」によれば、ガス料金は事業譲渡の約 3 年後である平成 18 年に大きく上昇しているが、事業譲渡に起因するものではなく、熱量変更に伴う料金改定である。



出典：総務省「小売物価統計調査（ガス代）」を基に作成

- ・民営化の先行事例の多くでは、以下のように民間企業への事業譲渡後、数年間は譲渡前の料金水準を上回らないよう契約時に制約を設けている。

3 基本条件

イ ガス料金水準の維持

原料ガス卸価格の上昇による影響を除いて、少なくとも 3 年間は、ガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。

「柏崎市ガス事業譲渡に関する募集要項」より抜粋

3 基本条件

(1) ② 顧客サービスに関する事項

ガス料金は、原料費調整制度による価格変動分を除き、当分の間、現行の水準を上回らないように努めること。

「富岡市ガス事業譲渡に関する募集要項」より抜粋